

2015年度 和泉委員会 自己点検・評価報告書

基準 1 理念・目的

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
(1) 付属機関等の理念・目的は適切に設定されているか						
a ◎高等教育機関として大学が追及すべき目的（建学の精神、教育理念、使命）を踏まえて、当該付属機関・委員会の理念・目的を設定していること。 【約500字】	和泉委員会は1968（昭和43）年に設置され、2015年度において47年間の活動の歴史を持つ。明治大学和泉委員会規程により、和泉キャンパスにおける教育・研究の充実を設置目的とし、学長の統轄のもとにあって、「学長、学部教授会その他関係諸機関の諮問」に応じること、また、「必要と認める事項について調査審議の上、関係諸機関に建議」することを任務としている。審議事項としては、「各学部の教養教育科目の連絡及び調整」、「専門科目と教養科目の関連」、「教室使用計画等」、「学生の指導」、「試験の施行」、「教育・研究条件の充実及び改善」等に関する事項が掲げられている。 2013年4月1日から、改正規程の施行により、構成員を変更し、委員会のスリム化を図り、迅速な意思決定が可能となっている。					
(3) 付属機関等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか						
a ●理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。 【約300字】	明治大学和泉委員会規程において、和泉キャンパスにおける教育・研究の充実を設置目的としていることから、理念・目的の適切性には疑義が生じる余地がない。	規程には、権限や責務の条文がないことから、純粹に理念・目的を遂行できている。和泉委員会執行部としての各学部一般教育主任により「各学部の教養教育科目の連絡及び調整」、和泉委員会内の専門部会としての和泉教育環境整備推進専門部会により「教室使用計画等」を審議し、和泉キャンパス内の良好な教育・研究環境を実現させている。	和泉委員会の性格は、和泉委員会規程第2条において「委員会は、学長の統轄の下に、前条の目的を達成するため学長、学部教授会その他関係諸機関の諮問に応じ、かつ、必要と認める事項について調査審議の上、関係諸機関に建議することができる。」と規定されている。規程には、権限や責務の条文がなく、現実として、当委員会の機関決定に強制力がないことから、諮問機関や調査調整連絡機関としての位置付けと見なされる。自己点検・評価の対象とするのであれば、その妥当性に疑義が生じるため、この点を明確化する必要がある。	和泉委員会の最大の効果（意義）は、和泉キャンパスという環境下で、学部を超えて教育等の連携・調整が実現できていることであるが、内容によっては、利益相反となることを、現場の教職員による運用面で、解決を図っている。この効果を持続させるため、将来は、運用による紛争解決から一歩進んだ法（条文）整備が必要となる。	和泉委員会の最大の効果として、理念に基づき、学部の枠を超えた審議を行える点にあるが、片や、それ故に、現状の組織内においては、権限を明確化させ難いという側面を持つ。この矛盾を運用面でカバーすることの限界がいつ来るか分からないという、不安定な状況で和泉委員会が存続し続けていると言える。なお、全学的な教育研究組織の検証については、2007年度より学長の下に将来構想委員会が設置され、教育組織の点検を行っており、この委員会との関連性を明確にする必要がある。	他の学内機関との対比や、規程についての検証を行い、委員会としての権限の明確化や条文の整理等が必要である。

2015年度 和泉委員会 自己点検・評価報告書

基準 2 教育研究組織

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 付属機関等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか					
a ①教育研究組織の設置状況は理念・目的に照らし、適切であるか。学術の進展や社会の要請と教育との適合性について配慮したものであるか。 ●教育研究組織は、当該大学の理念・目的を実現するためにふさわしいものであるか。 【約300字】	和泉委員会には、文系6学部代表（一般教育主任を含む）並びに、主として和泉キャンパスに研究室をもつ教員からなる、学部横断的な分科会の座長が委員として参加している。分科会は、国語、英語、独語、仏語、中国語・ロシア語・スペイン語・日本語、人文科学・社会科学、自然科学・情報、体育学の8分科会において構成されている。 分科会は、共通する教育・研究課題について議論し、本委員会に対して提言を行い、「教育・研究年度計画書」に意見を反映させている。また、副学生部長も委員として参加しており、学生生活全般に関する情報を共有し、和泉キャンパスにおける学生の福利厚生などの環境改善に寄与している。さらに、2013年度から、規程改正により、副教務部長と図書館副館長を委員に加え、教育・研究環境の向上のため、議論を深めている。 和泉委員会は、主として学部間に共通する時間割編成や施設・設備の改善などのハード面での改善や調整にあたり、学部間に共通する教育内容や方法についての検討が為されている。 2015年度は和泉委員会を年間6回（4月15日(水)、5月27日(水)、6月17日(水)、10月7日(水)、12月2日(水)、2016年3月2日(水)）開催し、和泉キャンパスにおける教育・研究の充実に努めた。 この会議に必要な事項については、委員会のもとに専門部会を設置し適宜検討を進めている。中でも和泉キャンパスにおける授業計画及び教育・研究のための情報環境整備の充実に図るために設置された和泉教育環境整備推進専門部会では、恒常的な教室数不足に対応するため、授業時間割編成に関するルールを策定し、調整を行っている。 また、2015年度は現和泉委員長のもとに、総合的教育改革検討和泉WGを設置し、2016年度教育・研究に関する「長期・中期計画書」策定等について検討を行った。				
(2) 付属機関等の教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか					
a ●教育研究組織の適切性を検証するにあたり、責任主体、組織、権限、手続きを明確にしているか。 ●その検証プロセスを適切に機能させて、改善に結びつけているか。 【約500字】	和泉委員会委員長の下、明治大学和泉委員会規程に則り活動している。 時に、権限を越えた検討も行っているが、その結果については、関係機関に具申、提案、相談という形で伝達するようにしている。				

2015年度 和泉委員会 自己点検・評価報告書

基準 4 教育内容・学位授与方針・成果 1. 教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。						
0列の点検・評価項目について、必ず記述してください						
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善（授業に関わるFD活動）に結びつけているか						
a ◎教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。 【約800字】	『明治大学リベラル・アーツ フォーラム』を刊行することによって、和泉委員会として、和泉キャンパスにおける教育・研究環境の改善を目指した議論を展開し、各学部等へ情報を提供している。文部科学省の「スーパーグローバル大学創成支援」（タイプB）に採択されたことに伴い、現状の検証を行うとともに、今後の検討を活発化させることを目的として「留学生の受入れについて」をテーマとし、『明治大学リベラル・アーツ フォーラム』第19号の刊行した。	『明治大学リベラル・アーツ フォーラム』第19号の刊行により、留学生受入れのために各学部が行っている取り組みの紹介や、これまでの留学生の受入れ状況といった情報を提供し、現状の問題点や今後の課題の共有化が図られ、意識が涵養されている。		和泉フォーラムの開催や、『明治大学リベラル・アーツ フォーラム』の刊行などにより、引き続き、和泉委員会としての「和泉キャンパスを起点とした、今後の明治大学における教育・研究の発展」に寄与する議論の場を提供する。		

2015年度和泉委員会 自己点検・評価報告書

基準 7 教育研究等環境

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明	評価		発展計画		
	C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか						
a ●学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針を、当該大学の理念、目的を踏まえて、定めているか。	教養教育において、効果的な教育を行うための、プレゼンテーション設備の改修やメンテナンス、教室の設備改善を行う。 和泉委員会のもとにある和泉教育環境整備推進専門部会において、教育研究環境整備に関する方針の明確化を行い、2015年度の教育環境整備推進専門部会（記録）のとおり、これに基づく設備改善が実施されている。	教育の情報化推進本部長から、和泉委員会委員長宛ての和泉キャンパス設備整備計画要望の集約依頼を受けて、和泉教育環境整備推進専門部会において取りまとめたものを回答することで、教室等の情報関連施設の新設・更新が実現している。				
(2) 十分な施設・設備を整備しているか						
a ●方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えているか。	2015年の教育・研究年度計画書において、「3教育研究棟環境(1)施設・設備面の整備」の項目を掲げ、新教育棟（仮称）の建設を念頭にしつつ、キャンパスのバリアフリー化の促進、講師控室の整備や、安全面に配慮した体育関連施設・設備の整備を要望してきた。 このほか、学生生活における環境改善として、スチューデントセンターの建設ならびに部室センター整備、ボランティアセンターの活用、国家試験指導センターとの連携といった学生のキャンパス・ライフの改善を担当部署の支援という形で実施してきた。 2015年度は、要望に基づき、体育館サブホール及びスポーツルームA（卓球場）への空調設置が実現した。	電力問題等で先送りとなっていた体育館サブホール及びスポーツルームA（卓球場）への空調設置が実現したことにより、熱中症予防等の学生の安全性向上に寄与している。	バリアフリー化に配慮しつつ、和泉新教育棟（仮称）の設置計画を早期に検討する。 2011年5月に理事会に報告された明治大学ブランドデザイン2020を指針として、新教育棟（仮称）の早期建設に向け、必要な教室規模、設備等の検討や意見交換が必要である。		継続して、学生の安全のために体育施設の改善及び機器の更新・購入等を実施する。	学生が日常的に使用する建物、施設、設備、そして通学路等を堅固な、そして安心して利用できるものとするよう努める。
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか						
a ●学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制を備えているか。 ●教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体、組織、権限、手続きを明確にし、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	第二校舎及び第三校舎の老朽化への対応や、キャンパスのバリアフリー化実現のためには、新教育棟建設は急務であることから、可及的速やかな実現に向けた状況説明や陳情を行った。また、学内の施設だけに留まらず、大学周辺の環境にも配慮し、施設・設備の整備と共に、正門前歩道橋の整備要望に係る要望書を提出するなど、安全上・防災上の観点から働きかけを行った。 なお、和泉委員会における決定事項に関する強制力はないため、各機関への建議・提言に留まっており、これをもって責任として認識している。 本年度は、外部施設の賃借契約を解消し、教養デザイン研究科の大学院生共同研究室及び国家試験指導センター関連施設を和泉キャンパス内に移転したことにより、代替施設として、リエゾン棟の会議室・共同研究室を改修して、これに充てた。	2012年に増設した教材印刷設備を継続して設置しており、準備のための時間短縮など利用環境が改善されている。 外部施設にあることで、保安面等でも、財政上の負担が発生していたが、学内に戻ったことで、これが解消された。 また、利用学生も、図書館をはじめとする学内施設利用のための移動が簡便となり、環境改善が図られた。	外部施設の代替として、リエゾン棟の会議室・共同研究室を充てるに当たり、その使用頻度などを十分に調査・検討して実施したが、一部で一時的な利用集中により、不足が生じる可能性がある。		学内には、ほかに施設的な余裕がないため、問題が発生した場合、随時検討し、問題解決を図る必要がある。	新教育棟（仮称）・新研究棟（仮称）の建設により、解消することが可能となる。

2015年度和泉委員会 自己点検・評価報告書

基準 10 内部質保証

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。						
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか						
a ◎自己点検・評価を定期的実施し、公表していること 【約400字】	自己点検・評価報告書を作成し、提出している。					
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか						
a ●内部質保証の方針と手続を明確にしていること。 ●内部質保証をつかさどる諸組織（評価結果を改善）を整備していること ●自己点検・評価の結果が改革・改善につながっていること ●学外者の意見を取り入れていること ●文部科学省や認証評価機関からの指摘事項に対応していること 【800字～1000字程度】	評価に関する委員会等の設置（名称、メンバー、年間開催回数）に関しては、和泉委員会の執行部（各学部一般教育主任）がこれに当たる。 諮問にしたがい、自己点検・評価報告書作成し、全学委員会に提出している。 和泉キャンパスにおける教育・研究の充実を図ることを目的とした和泉キャンパスに課程を置く学部の調整的な機関であることから、学外者の意見は取り入れていない。	和泉委員会の目的を確認し、各問題に関する共通認識を持って、和泉キャンパスにおける教育・研究の連携が図られている。	委員の努力によって、良好な状態で調整・連携が図られているが、強制的な権限が存在しないため、持続性は保証できない。		和泉委員会のあり方について、検討し、規程の見直しが必要である。	和泉委員会のあるべき姿を考えた時に、規程の改正も含めた整備が必要となる。 ただし、現状の役割が有効性を発揮している限り、権限の強化による軋轢を生じさせるリスクを回避するという意味で、規程の改正には、慎重を期する必要がある。
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか						
a ●PDCAサイクルを回すための、Check（点検・評価）およびAction（改善）の具体的内容・工夫 <参考：以下の事項に関して、関連するものについて記述する> ①組織・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 ②教育研究活動のデータベース化の推進 ③学外者の意見の反映 など	自己点検・評価報告書については、全学委員会に提出し、全学委員からコメントをもらっている。	次年度以降の改善事項として、教育・研究年度計画書等に反映している。	点検・評価項目が当委員会には適合しないものが多いものの、委員会内で相応の組織を整備し、検討すべきである。		現在の規程は、権限があいまいなことから、責任の所在も不明瞭となっている。この点を改善することについて、判断を行う。	規程整備により、権限の明確化とともに、責任を明確化することにより、内部質保証システムが確立する。 PDCAサイクルを回すために規程を整備するか、和泉委員会の起源や実効性を重視し、自己点検・評価対象からの見直しを行うかの判断が迫られる。